



道路橋示方書（平成 8 年12月改訂）に基づいた設計成果による工事発注の運用について（通知）

技術基準の種類：入札・契約
通知日：平成11年 3 月25日

管 第 854 号
平成11年 3 月25日

部 内 各 課（ 室 ） 長
（ 建築課・住宅課を除く ）
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

道路橋示方書（平成 8 年12月改訂）に基づいた設計成果による工事発注の運用について（通知）

平成 8 年12月改訂の道路橋示方書（下部構造編）による設計成果を用いた橋脚、橋台工事の発注を行う場合の積算について、下記のとおり運用することとしたので、周知をお願いします。

記

- 適用範囲
道路橋示方書（下部構造編：平成 8 年12月）に基づき設計された橋梁下部工の積算について適用する。
- 積算方法
(1) 工種体系階層の細別（レベル 4）に対応する「型枠工」の製作・設置・撤去歩掛（円形型枠、化粧型枠を除く）の各歩掛の労務（世話役、型枠工、普通作業員）について適用する。

レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
橋梁下部	鏡台工	躯体工	型枠
	R C 橋脚工	R C 躯体工	型枠
	鋼製橋脚工	橋脚フーチング工	型枠

- (2) 型枠工の単位施工量当たりの歩掛は、表 - 1 のとおりとする。なお、上記適用範囲以外は標準歩掛によるものとする。